

改 正 案

現 行 告 示

Ds 及び Fes を算出する方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第一号の規定に基づき、Ds 及び Fes を算出する方法を次のように定める。

第一 Ds を算出する方法

建築物の各階の Ds は、柱及びはりの大部分が木造である階にあっては第一に、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては第二に、柱及びはりの大部分が鉄骨コンクリート造である階にあっては第四に、柱及びはりの大部分が鉄骨コンクリートである階にあっては第五に、その他の階にあっては第六に、それぞれ定める方法によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の韌性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。（削る。）

第一～第六（別紙）

第七 Fes を算出する方法

建築物の各階の Fes は、当該階について、令第八十二条の六第一号イの規定による剛性率に応じた次の表一に掲げる F_s の数値に同号口の規定による偏心率に応じた次の表一に掲げる F_s の数値に同号口の規定による偏心率に応じた次の表二に掲げる F_e の数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評価して算出するこ

第二 Fes を算出する方法

建築物の各階の Fes は、当該階について、建築基準法施行令第八十二条の三第一号の規定による剛性率に応じた次の表一に掲げる F_s の数値に同号口の規定による偏心率に応じた次の表二に掲げる F_e の数値を乗じて算出するものとする。ただし、当該階の剛性率及び偏心率の形状特性との関係を適切に評

Ds 及び Fes を算出する方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の四第一号の規定に基づき、Ds 及び Fes を算出する方法を次のように定める。

第一 Ds を算出する方法

建築物の各階の Ds は、柱及びはりの大部分が木造である階にあっては次の表一、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては次の表二、その他の階にあっては次の表三の数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の韌性を適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることができる。

表一～三（略）

とができる場合においては、当該算出によると、それができる。

(表 略)

価して算出する、とができる場合においては、当該算出によると、それができる。

(表 略)

第二 柱及びはりの大部分が木造である階について D_s を算出する方法

柱及びはりの大部分が木造である階のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するもの（柱及びはりの小径が十五センチメートル以上、かつ、木材の纖維方向と直行する断面の面積が三百平方センチメートル以上である部材を用いるものに限る。）にあっては、次の各号に定める方法により D_s を算出するものとする。

一 柱及びはりの種別は、建築物の架構が崩壊形（当該階の柱及びはりの接合部の破壊、はりの曲げ破壊その他他の要因によつて当該階が水平力に対し耐えられなくなる状態という。第二において同じ。）に達する時に当該部材に生ずる力が令第三章第八節第四款の規定による材料強度によつて計算した当該部材の耐力の三分の二以下である場合にあつては FA とし、それ以外の場合にあつては FC とすること。

二 接合部の種別を、次の表に掲げる接合部の構造方法に応じて定めること。

接合部の構造方法		接合部の種別
(一)	木材のめりこみにより破壊する接合部（接合部に木材のめりこみの材料強度に相当する応力が作用する場合において、当該接合部に割裂き、せん断等による破壊	J A

が生じないものに限る。)

(一)に掲げるものの以外のもので、接合部に用いる鋼材及びボルト（以下この表において「鋼材等」という。）が建築物の架構が崩壊形に達する時に降伏する接合部又は接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルトの径の十二倍以上である接合部（接合部の木材部分に纖維方向以外の方向の力が作用する場合にあっては、鋼材等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等による損傷が生じないものに限る。）

(四)	(三)	(二)	
(一)から(三)までに掲げるものの以外のもの	(一)及び(二)に掲げるものの以外のもので、接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルトの径の八倍以上である接合部（接合部の木材部分に纖維方向以外の方向の力が作用する場合にあっては、鋼材等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等による損傷が生じないものに限る。）	(一)及び(二)に掲げるものの以外のもので、接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルトの径の八倍以上である接合部（接合部の木材部分に纖維方向以外の方向の力が作用する場合にあっては、鋼材等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等による損傷が生じないものに限る。）	

三 D_s を計算する階における柱及びはり並びに接合部の部材群としての種別は、次のイ及びロによつて定めること。

こと。

イ FA 及び FC の種別の柱及びはりが存在する場合にあっては、FC とすること。

ロ 種別の異なる接合部が存在する場合にあっては、最も低い種別（JA が最も高く、JD が最も低いもの

とした場合の種別をいう。) とすること。

四 各階の Ds は、次の表の(い)欄に掲げる部材群としての種別及び同表の(ろ)欄から(に)欄までに掲げる架構の形式に応じ、次の表に従つて定めた数値以上の数値とする。

(四)	(三)	(二)	(-)	柱及び りの部材 群として の種別	部材群としての種別	(い)	(ろ)	(は)	(に)
						接合部の部 材群として の種別			
柱及び りの部材 群として の種別	F A	J C	J B	J A	剛接架構又はアーチ架構で筋かいを 設けない構造とし た場合	(ろ) 欄及び (に) 欄に掲げる架構以 外の架構の場合	(ろ)	(は)	(に)
柱及び りの部材群とし ての種別が F C である場 合又は接合部の部材群と しての種別が J D である	○・四			○・一五	○・一五	○・三	○・三		
				○・三五	○・三	○・三五	○・三五		
				○・四	○・四	○・四	○・四		
				○・四五	○・四五	○・四五	○・四五		
				○・五					

$$\beta u \leq 0.7 \text{ の場合}$$

場合

この表において、 β_u は、筋かいの水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

2 柱及びはりの大部が木造である階のうち、前項に規定する以外の階にあつては、当該階の D_s は、○・五

五以上の数値とする。ただし、第一ただし書の規定による場合にあつては、架構の性状及び架構の形式に応じ

、次の表に掲げる数値以上の数値とすることができる。

架構の性状		架構の形式	
(二)	(一)	(ろ) 欄に掲げる架構以外の架構	(ろ)
	架構を構成する部材に生ずる応力に対して割裂き、せん断破壊等の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	各階に生ずる水平力の大部分を当該階の筋かいによって負担する形式の架構	○・三五
	(一) に掲げるもの以外のもので架構を構成	○・三五	○・四

			する部材に生ずる応力に対し割裂き、せん断破壊等の耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの
(三)			(一) 及び(二)に掲げるもの以外のもので架構を構成する部材に塑性変形を生じさせる応力に対し当該部材に割裂き、せん断破壊等が生じないこと等のため、耐力が急激に低下しないもの
(四)	(一)から(三)までに掲げるもの以外のもの	○・四五	○・四
		○・五	○・四五

第三 柱及びはりの大部分が鉄骨造である階について D_s を算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては、次に定める方法により D_s を算出するものとする。

一筋かいの種別を、有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）に応じ
、次の表に従つて定めること。

筋かいの種別

--	--

	B A	B B	B C
有効細長比 $\lambda \leq 495 / \sqrt{F}$	$495 / \sqrt{F} < \lambda \leq 890 / \sqrt{F}$ 又は $1980 / \sqrt{F} \leq \lambda$	$890\sqrt{F} < \lambda < 1980\sqrt{F}$	

この表において、λ及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

λ 筋かいの有効細長比

F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

二 柱及びはりの種別を、次のイからハまでに掲げるところによつて定めること。

イ 炭素鋼（平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度が一平方ミリメートルにつき一百五ニュートン以上、かつ、一平方ミリメートルにつき三百七十五ニュートン以下であるものに限る。）の場合にあつては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比が同表の(ろ)欄に掲げる数値以下の数値となる種別とすること。

柱及びはりの区分 (い)	柱及びはりの種別 (ろ)
-----------------	-----------------

部材	断面形状	部位	F A	F B	F C	F D
柱	H形鋼	フランジ	$9.5\sqrt{235}/F$	$12\sqrt{235}/F$	$15.5\sqrt{235}/F$	
		ウェブ	$43\sqrt{235}/F$	$45\sqrt{235}/F$	$48\sqrt{235}/F$	F A、F B又は
	角形鋼管	—	$33\sqrt{235}/F$	$37\sqrt{235}/F$	$48\sqrt{235}/F$	F Cのいずれに
	円形鋼管	—	$50(235/F)$	$70(235/F)$	$100(235/F)$	あ適用しない場
はり	H形鋼	フランジ	$9\sqrt{235}/F$	$11\sqrt{235}/F$	$15.5\sqrt{235}/F$	
		ウェブ	$60\sqrt{235}/F$	$65\sqrt{235}/F$	$71\sqrt{235}/F$	合

この表において、Fは平成十二年建設省告示第一一千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位：一平方ミリメートルにつきノード）を表すものとする。

口 H形鋼の場合においては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼においては同表の(ろ)欄に掲げる式によつて計算した数値が一以下になる種別とし、角形鋼管及び丸形鋼管においては幅厚比が同欄に掲げる数値以下の数値となる種別とする。

(い)	(ろ)
柱及びはりの区分	柱及びはりの種別

部材	断面形状	鋼種	F A	F B	F C	F D
H形鋼	1100 30 15 11 H 一トノ級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/48$	F A、 F B 又は F C の シヤボニも 該当しない 場合	
	1100 30 15 11 H 一トノ級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{38}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/41$		
柱 角形鋼管	1100 30 15 11 H 一トノ級鋼	1100	1100	1100	1100	F A、 F B 又は F C の シヤボニも 該当しない 場合
	1100 30 15 11 H 一トノ級鋼	七一	八三	一一一	六八	
H形鋼 はり	1100 30 15 11 H 一トノ級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{135}\right)^2$	F A、 F B 又は F C の シヤボニも 該当しない 場合	

	及び $(d/t_w)/65$	及び $(d/t_w)/68$	及び $(d/t_w)/71$
三百一十五ニ ハ 一トン級鋼	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$
角形鋼管	及び $(d/t_w)/58$	及び $(d/t_w)/58$	及び $(d/t_w)/61$
一百三十五ニ ハ 一トン級鋼	一一一	一一八	五一
三百一十五ニ ハ 一トン級鋼	一一一	一一八	五一
田形鋼管			
一トン級鋼	七一	八八	一一一
三百一十五ニ ハ 一トン級鋼	四四	五三	八〇

この表において、b、d、 t_f 及び t_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

b フランジの長さ (単位 ミリメートル)
d ウエブの長さに両端のフランジの厚さを加えた数値 (単位 ミリメートル)
 t_f フランジの厚さ (単位 ミリメートル)

t_w ウエブの厚さ（単位 ミリメートル）

ハイ及びロに定めるほか、種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別は、当該柱及びはりの接合部において接合される部材（崩壊形（当該階の柱に接着するすべてのはりの端部に塑性ヒンジが形成されることその他の要因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。）が明確な場合にあっては、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが形成される部材に限る。）の種別もうち最も低い種別（F Aが最も高く、FDが最も低いものとした場合の種別をいう。）を用いて定めるものとする。

三 D_s を計算する階における筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別は、次のイ及びロによつて定めること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合する場合にあっては、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従つて定めること。

- (1) 筋かい端部の接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一第二号に適合すること。
- (2) 柱及びはりの接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一第三号に適合すること。

(3) はりの横補剛が十分であつて急激な耐力の低下のおそれがないこと。

部材群としての種別	部材の耐力の割合		
	$\gamma_A \geq 0.5$ かつ $\gamma_C \leq 0.2$	$\gamma_C > 0.5$ （部材群としての種別がAの場合を除く。）	$\gamma_C \leq 0.5$
この表において、 γ_A 及び γ_C は、それぞれ次の数値を表すものとする。 γ_A 筋かいの部材群としての種別を定める場合にあつては種別BAである筋かいの耐力の和をすべての筋かいの水平耐力の和で除した数値、柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあつては種別FAである柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値 γ_C 筋かいの部材群としての種別を定める場合にあつては種別BCである筋かいの耐力の和をすべての筋かいの水平耐力の和で除した数値、柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあつては種別FCである柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値			

ロ イに該当しない場合又は部材の種別がFDである柱及びはりについて当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあつては、柱及びはりの部材群としての種別はDとしなければならない。

四 各階のDsは、前号の規定に従つて求めた当該階の筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別に応じ

、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別

筋かいの 部材群と しての種 別	柱及びはりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
A又は $\beta_u = 0$ の場合	○・一・五	○・三	○・三・五	○・四
$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・一・五	○・三	○・三・五	○・四
$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・三	○・三	○・三・五	○・四・五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・三・五	○・三・五	○・四	○・五
$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・三	○・三	○・三・五	○・四
$0.3 < \beta_u \leq 0.5$ の場合	○・三・五	○・三・五	○・四	○・四・五
$\beta_u > 0.5$ の場合	○・四	○・四	○・四・五	○・五

この表において、 β_u は、筋かい（耐力壁を含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

第四 柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階について D_s を算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあっては、次に定める方法により D_s を算出するもの

とする。

一 柱及びはりの種別を、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる数值に適合する場合の種別のうち最も低い種別（F Aが最も高く、F Dが最も低いものとした場合の種別をいう。以下同じ。）として定めること。ただし、種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別は、当該柱及びはりの接合部において接合される部材（崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが形成される部材に限る。）の種別のうち最も低い種別を用いて定めるものとする。

(い)		(ろ)			
柱及び はり	柱及びはりの区分	柱及びはりの種別			
		F A	F B	F C	F D
柱及び はり	破壊の形式	せん断破壊、付着割裂破壊及び圧縮破壊を生じないこと。			
	m_0/D の数値	二・五以上	二・〇以上		
	σ_0/F_c の数値	○・三五以下	○・四五以下	○・五五以下	
	p_i の数値	○・八以下	一・〇以下		
				—	F A、F B又は F Cのいずれに も該当しない場 合

τ_u / F_c の数値	○・1以下	○・1~1.5以下	○・1.5以下	合
はり τ_u / F_c の数値	○・1以下	○・1~1.5以下	○・1.5以下	—
一 一、(1)の表において、 h_0 、D、 σ_0 、 F_c 、 p_t 及び τ_u は、それぞれ次の数値を表すものとする。				

h_0 柱の内通り高さ (単位 センチメートル)

D 柱の幅 (単位 センチメートル)

σ_0 D_s を算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱の断面に生ずる軸方向応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

p_t 引張り鉄筋比 (単位 パーセント)

F_c コンクリートの設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

τ_u D_s を算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱又ははりの断面に生ずる平均せん断応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

二
一柱の上端又は下端に接着するはりについて、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが生ずることが明らかな場合にあっては、表中の h_0 / D に替えて $2M/(Q \cdot D)$ を用いることができるものとする。この場合において、M は崩壊形に達する場合の当該柱の最大曲げモーメントを、Q は崩壊形に達する場合の当該柱の最大せん断力を表すものとする。

二 耐力壁の種別を、次の表の(い)欄に掲げる耐力壁の区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる数値に適合

する場合の種別のうち最も低い種別として定める」と。

(い)

(ろ)

耐力壁の区分		耐力壁の種別		
部材	条件	WA	WB	WC
耐力壁	破壊の形式		せん断破壊を生じない」と。	
壁式構造以外の構造の耐力壁	τ_u / F_c の数値	○・二以下	○・一五以下	—
壁式構造の耐力壁	τ_u / F_c の数値	○・一以下	○・一二五以下	○・一五以下
				—
				W A、W B又はW Cのいずれにも該当しない場合

この表において、 τ_u 及び F_c は、それぞれ前号の表に規定する τ_u 及び F_c の数値を表すものとする。

三 Ds を計算する階における柱及びはり並びに耐力壁の部材群としての種別を、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従つて定めること。ただし、部材の種別が FD である柱及びはり並びに部材の種別が WD である耐力壁について当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあつては、部材群としての種別はそれぞれ D としなければならない。

部材群としての種別	
A	B
	C

部材の耐力の割合	$\gamma_A \leq 0.5$ かつ $\gamma_C \leq 0.2$	$\gamma_C > 0.5$ （部材群としての種別がAの場合を除く。）	$\gamma_C \leq 0.5$
----------	--	---------------------------------------	---------------------

この表において、 γ^A 及び γ^C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ^A 柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあつては種別F Aである柱の耐力の和を種別F Dである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあつては種別W Aである耐力壁の耐力の和を種別W Dである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

γ^C 柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあつては種別F Cである柱の耐力の和を種別F Dである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあつては種別W Cである耐力壁の耐力の和を種別W Dである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

四 各階のDsは、次のイからハまでのいずれかによつて定める数値とする。

イ 耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあつては、前号の規定に従つて求めた当該階の柱及びはりの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別

Ds の数値

			A	○・三
		C	B	○・三五
D				○・四
			D	○・四五

じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

耐力壁の部材群としての種別	Ds の数値
A	○・四五
B	○・五
C	○・五五
D	○・五五

ハ 剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、前号の規定に従つて求めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応かいの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別	A	B	C	D

耐力壁 の部材 群とし ての種 別		$\beta_u \leq 0.3$ の場合	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	$\beta_u > 0.7$ の場合	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	$\beta_u > 0.7$ の場合	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	$\beta_u > 0.7$ の場合
A	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・三	○・三五	○・四	○・四	○・四五	○・五	○・四	○・四五	○・四五
	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・三五	○・四	○・四	○・四五	○・四五	○・五五	○・四	○・四五	○・五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四	○・四	○・四五	○・四五	○・四五	○・五五	○・四	○・四五	○・五五
B	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五
	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・四	○・四	○・四	○・四	○・四五	○・五	○・四	○・四五	○・五
C	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五
	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五	○・三五
	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・四	○・四	○・四	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五
D	$\beta_u \leq 0.3$ の場合	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五
	$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五	○・四五
	$\beta_u > 0.7$ の場合	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五	○・五五

この表において、 β_u は、耐力壁（筋かいを含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

五 第一号の計算において各階の崩壊形を増分解析を用いて確認する場合にあつては、地上部分の各階について標準せん断力係数（令第八十八条に規定する地震力の計算時に用いる係数をいう。）の数値を漸増させ、これに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）を乗じた数値を水平力として作用させるものとすること。この場合において、当該地震層せん断力係数を計算する場合に用いる A_i は、令第八十八条第一項に規定する A_i を用いなければならない。

第五 柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階について D_s を算出する方法

柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階にあつては、次に定める方法により D_s を算出する柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階にあつては、次に定める方法により D_s を算出するものとする。

一 柱の種別を、次の表の(い)欄に掲げる崩壊形に達する時に柱に生ずる力の条件に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる部材の破壊の状況に該当する種別として定めること。

崩壊形に達する時に柱に生ずる力の条件	(い)	(ろ)
		柱の破壊の状況

		曲げ破壊		せん断破壊	
$N / N_0 \leq 0.3$ の場合		$sM_0 / M_0 \leq 0.4$ の場合		$sM_0 / M_0 > 0.4$ の場合	
$N / N_0 \leq 0.3$ の場合	$sM_0 / M_0 < 0.4$ の場合	F_A	F_B	F_C	F_B
$0.3 < N / N_0 \leq 0.4$ の場合	$sM_0 / M_0 \leq 0.4$ の場合	F_B	F_B	F_C	F_C
$N / N_0 > 0.4$ の場合	$sM_0 / M_0 < 0.4$ の場合	F_D	F_C	F_D	F_D

この表において、 N 、 N_0 、 sM_0 及び M_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

N 崩壊形に達する時に柱に生ずる圧縮力（単位 キロニュートン）

N_0 令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の圧縮耐力（単位 キロニュートン）

sM_0 令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の鉄骨部分の曲げ耐力（単位 キロニュートン）

M_0 令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の曲げ耐力（単位 キロニュートン）

メートル）

二 耐力壁の種別は、崩壊形に達する時の当該耐力壁の破壊の状況がせん断破壊である場合にあつてはW.C.と

し、せん断破壊以外の破壊である場合にあってはWAとする」と。

三 Ds を計算する階における柱及び耐力壁の部材群としての種別を、当該階の部材の耐力の割合の数値に応じて次の表に従つて定める」と。ただし、部材の種別がFDである柱について当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、部材群としての種別はDとしなければならない。

部材群としての種別	部材の耐力の割合		
	A	B	C
	$\gamma_A \leq 0.5$ かつ $\gamma_C \leq 0.2$	$\gamma_C < 0.5$ (部材群としての種別がAの場合を除く。)	$\gamma_C \geq 0.5$

この表において、 γ_A 及び γ_C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_A 柱の部材群としての種別を定める場合にあっては種別FAである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別WAである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

γ_C 柱の部材群としての種別を定める場合にあっては種別FCである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種別WCである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値

四 各階のDsは、次のイからハまでのいずれかによつて定める数値とすること。

イ 耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあつては、前号の規定に従つて求めた当該階の柱及びはりの部

材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

柱及びはりの部材群としての種別	Ds の数値
A	○・二五
B	○・三
C	○・三五
D	○・四

ロ 壁式構造とした場合にあつては、前号の規定に従つて求めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

耐力壁の部材群としての種別	Ds の数値
A	○・四
B	○・四五
C	○・五
D	○・五

八 剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、前号の規定に従つて求めた当該階の柱及びはり並びに筋かいの部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

		柱及びはりの部材群としての種別			
		A	B	C	D
耐力壁 の部材 群とし ての種 別	A	○・一 五	○・三	○・三 五	○・四
	0.3< β_u ≤0.7 の場合	○・三	○・三 五	○・四	○・四五
B	β_u >0.7 の場合	○・三 五	○・四	○・四	○・五
	β_u ≤0.3 の場合	○・三	○・三 五	○・三五	○・四
C	0.3< β_u ≤0.7 の場合	○・一 五	○・三 五	○・四	○・四五
	β_u >0.7 の場合	○・四	○・四	○・四五	○・五
D	β_u ≤0.3 の場合	○・三 五	○・四	○・四五	○・四
	β_u ≤0.3 の場合	○・三 五	○・四	○・四五	○・五

$0.3 < \beta_u \leq 0.7$ の場合	○・四	○・四五	○・四五	○・四五
$\beta_u > 0.7$ の場合	○・五	○・五	○・五	○・五

この表において、 β_u は、耐力壁（筋かいを含む。）の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数値を表すものとする。

五 第四第五号の規定によるいふ。

第六 その他の階について D_s を算出する方法

第一から第五までに掲げる階以外の階にあつては、次の表の数値以上の数値を用いるものとする。

架構の形式		(い)		(ろ)	
剛節架構又は これに類する 形式の架構	(い) 欄及び (は) の以外のもの	(い) 欄及び (は) の大部 分を當該階の	各階に生 ずる水平力	(は)	
架構の性状	○・三	○・三五	耐力壁又は筋かいに よつて負担する形 式の架構		
(一)	架構を構成する部材に生ずる応力に対し てせん断破壊等耐力が急激に低下する破	○・四			

(四)	(三)	(二)	
(一)から(三)までに掲げるるもの以外のもの 下しないもの	(一)及び(二)に掲げるるもの以外のもので架構を構成する部材に生ずる応力に対しせん断破壊等耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	(一)に掲げるもの以外のもので架構を構成する部材に生ずる応力に対しせん断破壊等耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの
○・四五	○・四	○・三五	
○・五	○・四五	○・四	
○・五五	○・五	○・四五	